

事業活動の概要

公益財団法人京都府暴力追放運動推進センター（以下「当センター」という。）は、平成3年3月27日、京都府暴力追放推進協議会として設立され、暴力のない安全で安心できる明るいまちづくりの実現を目指し、府民、行政、警察と一体になった活動を展開してまいりましたが、ここ数年は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、当センターの活動も制限を余儀なくされてきました。

令和4年度は、関係団体・各位の皆様のご協力とご支援により、「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」、オンラインを併用した賛助会員等研修会をそれぞれ3年ぶりに開催することができました。

一方、最近の暴力団情勢は、警察による諸対策の推進、社会全体における暴力団排除気運の高まり等から、構成員数は年々減少しているものの、特定抗争指定暴力団である六代目山口組と神戸山口組の対立抗争は8年目に突入し、未だ終息する情勢はなく、地元の指定暴力団七代目会津小鉄会につきましても、分裂状態は解消されましたが、山口組の対立抗争が及ぼす影響は強く、依然として府民生活に大きな脅威となっています。

また、暴力団は、組織実態や活動内容を不透明化させ、特に高齢者を狙った特殊詐欺事件では、首魁的立場で犯行に深く関与し、巧妙な手口で資金獲得活動を行っています。

令和5年度は、これまでの事業内容に新たな創意工夫を加え、暴力団の排除に向けた広報啓発活動、相談業務及び支援活動等を積極的に推進し、府民の皆様から信頼される暴力追放運動推進センターとして、事業活動を進めていきます。

第1号議案

令和5年度「事業計画書（案）及び収支予算書（案）」の承認について
【事業計画書（案）】

事業名	実施項目	事業内容
1 広報啓発活動	(1) 効果的な広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種協議会及び総会等へ積極的に参加し、暴力団排除気運の高揚とともに、暴力団追放三不運動や不当要求対応要領の浸透を図る。 ○ 広報啓発内容の検証を行い、既存の広報活動に新たな創意工夫を加えた効果的な広報を展開する。
	(2) 府民大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部とセンター共催の「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」を開催し、暴力追放功労者及び団体の表彰を行い、官民連携による安全で安心なまちづくりの実現に向けた広報を行う。 令和5年度は、11月21日（火）、南区の京都テルサで開催予定である。
	(3) 大相撲地方場所における広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 京都府内において大相撲地方場所の開催が決定すれば、反社会的勢力との関係遮断を目的とした広報活動を推進する。
2 組織支援活動	(1) 地域・職域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域・職域暴力団追放団体及び臨時暴力団排除協議会と連携し、その組織活動を積極的に支援して暴力団排除活動の推進を図る。 ○ 地域が主催する暴力団追放大会等の際し、各種資料やグッズ等の提供を行う

		い、暴力団排除気運の醸成を図る。
	(2) 企業、行政に対する支援	○ 不当要求防止責任者講習等の機会を活用して、企業や行政に不当要求対応要領等を積極的に情報発信し、暴力団排除の周知徹底を図る。
3 相談活動	(1) 適切な相談活動	○ 暴力追放相談委員に「弁護士、少年指導委員、保護司、警察OB」を委嘱し、面接や電話等による暴力相談を積極的に受理して、相談者の期待に応える適切な相談活動を図る。
	(2) 弁護士・警察との連携強化	○ 京都弁護士会（暴力追放相談委員）、警察本部との緊密な連携を図り、専門的かつ効果的な相談活動を行い、被害の未然防止及び救済を図る。
	(3) 代理訴訟を視野に入れた相談活動	○ 暴力団事務所の使用により付近住民等の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が違法に害されている相談を受理した時は、専門的知識を有する弁護士等と速やかに協議を行い、対応方針を決定する。
4 少年対策事業	(1) 少年を暴力団から守るための活動	○ 少年サポートセンターと連携した学校関係者との情報交換、有害環境の排除を目的とした広報活動を積極的に行い、少年を暴力団から守るための活動を推進する。
5 受託事業	(1) 責任者講習の実施	○ 京都府公安委員会の委託事業である不当要求防止責任者講習を計画的に実施し、事業所及び行政機関における暴

		力団排除の徹底を図る。
	(2) オンライン講習の実施	○ 令和5年度から、京都府北部における責任者講習をオンライン方式で実施する予定であり、今後は職域団体等を対象とした責任者講習への導入も検討し、受講者の利便性に配慮した講習環境の充実を図る。
6 救済事業	(1) 表彰規程の積極的な運用	○ センターの事業活動の推進に積極的に協力した個人又は団体に対する表彰を積極的に行い、暴力団排除意識の高揚を図る。
	(2) 貸付金及び見舞金の運用	○ 暴力団事務所の撤去、暴力団員等からの被害にかかる損害賠償請求訴訟の諸費用等に際し、積極的かつ効果的な貸付金の運用を図る。 ○ 暴力団員等による不法な行為で被害を受けた者には、見舞金の支給による救済支援を適切に行う。
	(3) 離脱者支援活動の充実	○ 平成26年1月に設立した「京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会」の活性化を図り、協賛企業への加入促進及び離脱希望者の就労等支援を行う。 ○ 改正した関係規程の積極的な運用を図り、事業所に対する支援の充実及び就労環境の充実を図る。
7 研修事業	(1) 全国民事介入暴力対策大会・研修会への参加	○ 弁護士会主催による「民事介入暴力対策全国大会」「民事介入暴力研究会」等に積極的に参加し、最新の暴力団対策等の研修を受講する。

	(2) 賛助会員等対象の研修会の開催	○ 京都弁護士会民暴・非弁取締委員会及び警察本部の協力を得て、賛助会員等に対する研修会を開催する。
8 調査研究活動	(1) 暴力団情報の収集等	○ 組織支援活動及び相談活動等を通じて、暴力団に関する各種情報を収集するとともに、意見・要望等を反映させた効果的な各種事業を行う。
	(2) 全国及び他府県センターとの連携	○ 全国センター及び他府県センター主催の研修会等に積極的に参加し、事業活動に反映させる。 ○ 全国センターの会報等に紹介された効果的な活動は、視察や資料の収集を行い、センター事業に反映させる。
9 その他	(1) 職場環境の整備等	○ センターの保有する個人情報や相談内容は、組織的管理を基本とし、保秘の徹底を図る。 ○ 自己研鑽と良好な職場環境の構築を図り、府民から信頼されるセンターとして事業を推進する。